干 バ 1 ル 可 視 化 ソ フト ウ 工 ア 年間ライ セ ン ス売買契約に 保る一 般競 争

次 \mathcal{O} とお ŋ 般 競 争入 札 に ょ り 契 約 を締結 す る \mathcal{O} で、 地 方自 治法 施 行令 (昭 和二十

二年政 令第十 六号) 第百 六十 七 条 \mathcal{O} 六 \mathcal{O} 規定 に ょ り 公告す

令和七年十月三日

青森県警察本部長 安田 貴司

一 一般競争入札に付する事項

次 に 掲 げ る ラ 1 セ ン ス \mathcal{O} 購 入と し、ライ セン ス に 係る仕様等 は 入 札 説 明書に ょ

七 バ イ ル 可 視 化 ソ フ \vdash ウ エ T 年 間 ライ セ ス 式

二 納入期限

令和七年十二月二十六日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地 方自 治 法施行 令第百六十七 条 \mathcal{O} 四第 項及び第二項に 規定する者に該当 しな

い者であること。

- 2 令 和 五年六月十二日青森 県告示 第 兀 百 四号(物品 等 \mathcal{O} 競 争 入 札 参 加 資格 \mathcal{O}
- 令 和六年二月十三日 青森県告示 第 八 +六 号 (物品 等 \mathcal{O} 競争入札参 加資格 \mathcal{O} 一又
- は 令和 七 年二月 + 日 青 森県告示第六十 号 物物 品 等 \mathcal{O} 競 争 入札 参 加 資格) \mathcal{O} \mathcal{O} 規
- 定によ ŋ Ο Α 機器 又 は ソ フ \vdash ウ エ ア \mathcal{O} 買 入 れ に 0 11 7 Α 又 は В \mathcal{O} 等級 に 格付 さ

れた者であること。

3 入 札 書 \mathcal{O} 提 出 期 限 \mathcal{O} 日 か 5 開 札 \mathcal{O} 時 ま で \mathcal{O} 間 に 知 事 \mathcal{O} 指 名停 止 \mathcal{O} 措 置 を受け

ていない者であること。

4 警 察 当 局 カュ 5 暴力 寸 又 は 暴 力 寸 員 が 実質 的 に 経営 を支 配 す る 事 業 者 若 は

れ 準 ずる者で あるとし て 地 方 公共団 体 発注業務等 カン 5 排 除 要請 が あ ŋ 当該

排除要請が継続している者でないこと。

五 入札書の提出場所等

1 入 札 書 \mathcal{O} 提出 場所、 入 札 説 明 書 \mathcal{O} 交付場所、 契約条項を示す場所及 び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七—七二三—四二一

2 入札書の提出期限

令和七年十月二十八日 午後三時三十八

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部三階 会議室B

令和七年十月二十八日 午後三時四十分

六 入札保証金に関する事項

青森県 財 務 規 則 (昭和三十 九 年三月青 森 県 規 則 第十号) 第百三十二条第 項第二

号の規定により免除とする。

七 契約保証金に関する事項

契 約 金 額 \mathcal{O} 百 分 \mathcal{O} 五 以 上 \mathcal{O} 金 額とする。 ただし、 次 \mathcal{O} 11 ず n か 12 該 当す る場合

お V 7 は、 そ \mathcal{O} 全 部 又 は __ 部 \mathcal{O} 納 付 を免除 することとす る。

1 保険 会社 لح \mathcal{O} 間 に 県 を被 保 険 者とする 履行 保 証保険 契約 を締 結 たとき。

2 過去二年の 間 に 玉 又 は 地 方 公共 団体とその 種 類 及 び 規模を ほ ぼ 同 する 契約

を二回以 上に わ た 0 7 締結 れ らを全て 誠 実 (C 履 行 カュ 0 契 約 を履行

ないこととなるおそれがないと認められるとき。

八 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予 定 価 格 \mathcal{O} 制 限 \mathcal{O} 範 囲 内 で 最低 \mathcal{O} 価 格 をも 0 て有効 な入札を行 0 た者を落札者

とする。

十 その他

1 入札の無効

ける入札者の義務を果たさない 入札に参加する者に必要な資格のな 者がした入札及び入札に関する条件に違反した入 い者の した入札、 入札説明書により義務付

2 入札書の記載方法

札は、

無効とする。

当する金額を入札書に記載すること。 事業者であるか免税事業者であ り捨てた金額) する額を加算した金額 落札決定に当たっては、 をもって落札価格とする (当該金額に 入札書に記載された金額に当該 るかを問わず、 円未満の端数があるときは、 \mathcal{O} で、 見積もった金額 消費税及び 金額 地方消費税に \mathcal{O} \mathcal{O} 百十分 百分の その 係る課 端数を切 十に の百に相 相当